

11月24日(火) 開催決定

令和 8 年
4 月 1 日
施行開始

エックス線装置 及びガンマ線照射装置 取扱業務に係る特別教育

令和8年4月1日から特別教育の実施対象業務の拡大

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の改正により、エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、令和8年4月1日から「これらの装置を取り扱う業務全体に対象を拡大」しました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置（いわゆるボックス型の装置）を使用する業務は対象に含まれません。

この特別教育は、電離則第52条の5、及び特別教育規程に基づき、以下のとおり実施いたします。

講習修了者には「エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務に係る特別教育修了証」を交付します。

科目	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	1.5H
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3.0H
電離放射線の生体に与える影響	0.5H
関係法令	1.0H

専門講師が、まず「今回なぜ法改正が行われたのか」という背景から丁寧に解説します。そのうえで、正しい知識と適切な取り扱い方法をしっかり学んでいただける講習内容となっています。

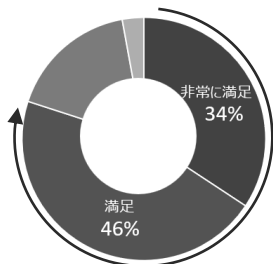
6月、7月開催では

- ・電機・電子・精密機器系 約3割
- ・自動車・輸送機器／鉄鋼・金属 合計約3割
- ・化学・樹脂・環境処理／住宅設備 合計約2割強

と幅広い業界の方に受講いただいている講習になります。この機会にぜひ受講をご検討ください。

前回の受講アンケート結果

Q 講習は全体を通していかがでしたか



満足と回答した
受講生は全体の

80%

受講した方
からの感想

全体的に理解しやすい内容で自分の業務に置き換えながら受講することができた。

職場でX線装置を使用しているが、その危険度について知らなかったので今回非常に勉強になりました。

法改正に合わせたタイムリーな講習だった。 原理関連の話題など、大変参考になりました。

「分かりやすく実践に役立つ」と多くの受講者の方から高評価をいただきました。

法令のポイント、科学的な根拠や具体的な事例とともに解説。

実務に役立つ内容として、多くの受講者の方からご好評をいただきました。

1, 日 程 2026年11月24日(火) 9:20~16:30 * 申込受付中!!

2, 会 場 (公社)神奈川労務安全衛生協会
(横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル)
JR関内駅北口、またはみなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄関内駅3番出口 徒歩約3分

※改正省令の内容は
こちらから▶



3, 受講料 会員: 9,630円 一般: 11,780円 ※税込み

お申込み
お問い合わせ

当協会のホームページからお申込みできます。(受講料割引あり)
メールやFAXでも受付てます。

(公社) 神奈川労務安全衛生協会

TEL. 045-662-5965

<https://roaneikyo.or.jp>

